

懸念事項等の確認について  
～日本民間公益活動連携機構～  
議事録

平成30年12月26日（水）12:59～14:06  
中央合同庁舎8号館4階共用416会議室

内閣府指定活用団体指定担当室

## 懸念事項等の確認について

1. 日時：平成30年12月26日（水）12:59～14:06

2. 場所：中央合同庁舎 8号館 4階416会議室

3. 出席者：

（指定申請団体）一般財団法人日本民間公益活動連携機構 二宮雅也理事長、  
柴田雅人事務局長

（内閣府）幸田内閣府審議官、嶋田指定活用団体指定担当室室長、  
松下指定活用団体指定担当室参事官

○松下参事官 それでは、時間となりましたので、懸念事項等についての確認を始めさせていただきます。

内閣府側からは、内閣府審議官の幸田、指定活用団体指定担当室室長の嶋田、私は参事官をしております松下と申します。御説明をお伺いします。どうぞよろしく願いいたします。

今日の懸念事項等の確認につきまして、冒頭から終了までの議事録と、本日御提出いただきました「懸念事項等の考え方」につきましては、指定活用団体が指定された後に公表予定となっております。また、前回の面接でお伝えしましたことと同様に、懸念事項等の確認が実施されたことですか、内容ですか、懸念事項等の確認に関する情報を他に漏らさないようお願い申し上げます。

それでは、早速ですけれども、懸念事項等について項目ごとに確認をさせていただきます。

まず1番ですが、「評議員・役職員等の構成を含め、組織運営体制において多様性をどのように確保するか、との懸念する指摘がある。これに対する考え方を伺いたい」につきまして、御回答資料自体は公表いたしますので、御回答の全文ではなくて概要を簡単にまず御説明をお願いいたします。

○二宮代表理事 私ども立法段階での議論、また、内閣府の基本方針に沿いまして、全てのガバナンスのあり方、オールジャパン体制を構築すべく経済界や金融界、労働界、司法団体、学識経験者、マスコミ、ソーシャルセクター等、様々な分野の出身者を選任しております。評議員会はもとより、理事会においては意思決定の迅速化ということ。また、日本全体をカバーするという高い見地、組織運営を可能とする観点から経済界、労働界、行政経験者による最小限、3名の構成ということにいたしました。加えて理事会のもとにNPO関係者や関連分野の知見を持つ有識者9人からなる専門家会議を設けております。

多様性という意味では、事務局長を除く職員の構成においても企業関係者や金融関係者、資料を提出しましたその内容のように、極めて様々な出身者の構成になっております。加えてジェンダーバランスも重要であるという認識の中で、評議員、職員、専門家、会議委

員とともに、女性の割合をここに記載のとおりでございます。

あと、私どもは休眠預金制度の効果的運営をともに目指すソーシャルセクターの開かれた受け皿になりたいということで、その課題の実施、実態把握と解決方法の模索を機動的かつ柔軟に進めていくことを志向しております。

したがって、このソーシャルセクターの出身者が少ないという御印象もあるかもしれませんが、これについては一面、自前主義で備えることについてのデメリットもあるように考えております。先ほど申し上げましたような開かれた受け皿というところが重要に思っております。そのために、繰り返しになりますが、真にオールジャパンでの取り組み、様々なステークホルダーとの連携と協働の中での真にオールジャパンでの取り組みが重要だと思っておりますとともに、マルチステークホルダーエンゲージメント、これは様々な意味があるかと思いますが、目的ある対話、連携、協働といったことで、社会課題の解決をしていきたいと考えております。

私どもの日本民間公益活動連携機構という連携を入れましたのも、真にオールジャパン、マルチステークホルダーのエンゲージメントという意味での連携をあえて強調して、名称の中にも取り込んだ次第でございます。

もちろん今後も職員の採用の中では当然、多様性、ジェンダーのバランスも考えた上で実施をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○嶋田指定担当室長 それでは2、3、御質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、先日の審議会で委員からいろいろお話、意見が出た中に、耳が痛いことをおっしゃる先生もいらして、例えば社会の実態に対する深い認識が感じられないとか、休眠預金制度が担おうとしている使命に関して漠然とした認識の段階にあるのではないかというようなことで、総合評価というのがありまして、それをCとつけている委員がいるのですけれども、こういうことを言っておられる委員に対して何かそうではないとか、そういう御懸念に対して何かお考えがありましたらお聞かせください。

○二宮代表理事 我々はやはり先ほど申し上げた立法段階での議論とか、内閣府の基本方針というものを十分理解した上で、それを実行可能にするガバナンス体制、あり方、コンプライアンスの体制、そういう仕組みづくりに加えて多様な人材の配置、それと繰り返しですが、連携と協働というところ、それをもって個々とは違う色々な価値観が兼ね合わさって生まれる価値の創出というところに重きを置いているつもりでございます。ですから職員の出身を見ていただいても、NPOを含め様々な経験を積んだ者、海外の経験を積んだ者、そういった者を意図的に採用しておるつもりです。

○嶋田指定担当室長 これは繰り返しになるかも知れませんが、委員の御意見の中には、組織体制とか多様性に対する配慮ということについて、今後の課題であるという認識を財団が持っておられる、ここの課題だと思っておられるということで、組織運営体制の項目で個別の項目なのですが、Cという評価をした委員がいたりとか、あるいは理事

や評議員にNPO団体等のソーシャルセクターの関係者が少ないのではないかというような委員もいらっしゃるわけでございまして、これも繰り返しになるかもわかりませんが、お考えを伺わせていただけますでしょうか。

○二宮代表理事 ただいま申し上げましたように、多様性のところでこれが多様性がないと言われるようなことではないのではないかと我々は認識しています。

理事会が3名ということ、これが男性ばかりという御意見もございました。これは確かにそのとおりなのですが、ここについては意思決定の迅速化とか、これまでの経験、知見から組織運営を可能とするための3名を選定したわけでありまして。今後、ジェンダーということを言われているとすれば、女性の採用も当然これは否定するものではもちろんありませんし、女性が入っているということはますます重要になると思っております。ですから、今後の運営の中でそういった点は補完してまいりたいと思っておりますし、いまいま理事会のもとにつくった専門家会議においては、それこそNPO関係者等様々な知見を持つ方々にお入りいただいております。そして、ここは9名のうち4名が女性ということもありまして、この多様性を保つには必要な体制がとれていると思っております。

○柴田専務理事 補足させていただいてもいいですか。このペーパーにも表記しておりますけれども、我々の団体が特定のソーシャルセクター関係者を自前で備えていくということ、これも1つの道としてあるかもしれませんが、それをやりますと一方ではその方々の知見とかノウハウがある程度固定されると言うとおかしいですが、同じ方がやるわけですから、どうしてもその枠の中での対応になってしまうのではないかという心配もあります。そういう意味でも受け皿という形で色々な人の意見とか知識というものを集めまして、そしていい結果を出すというのが大事なのではないかと私どもは思っております。

もう一つは、詳しい方に入ってくださいというのは、一方で利益相反との関係で常に最初から我々も頭を悩ませていたところなのですが、その辺も後ほどまた説明申し上げますけれども、一定の整理をして両立するようにしたいなと思っております。

○松下参事官 もう一点お伺いします。

既存のソーシャルセクターの関係者ですとか知見とかネットワークというものを、自ら財団の中に多く取り込むことなく民間公益活動促進業務に取り組むことについて、面接の中では複数の委員が社会課題の実態把握能力や実効性ということについて懸念を示しました。御回答の中で、1ページのところで財団自身が先ほどから御説明してくださっている受け皿、財団自身は開かれた受け皿となるという御説明をいただいておりますが、受け皿となることで多様な意見が入ってくるという中で、どのように合意形成を今度はしていくのかということについて、お考えをお伺いしたく、お願いします。

○柴田専務理事 まず受け皿となることでの合意形成ということですが、最終的な意思決定は理事会で決めることとなりますけれども、理事会で決めたことについては、何でこういうふうなことをしたのか、理事会も議事録を公表しますし、そういうもので世間から批判をちゃんと受けられるような形で運営をするというのが大事なのではないかと。それをや

ることによって今度は次の機会にまた我々の考えを、いろいろ反省すべきところは反省して、次に進めるといような形ができるのではないかと考えています。

それから、外の人をただ借りるというのでは足りないわけですから、先ほどから理事長が申し上げていますように、職員の中には色々なソーシャルセクターの活動をやってきた方がいますから、そういう人たちと我々内部でまずどの辺を考えたらいいのかというのは、仮説をつくって、それを世間のソーシャルセクターの方や何かにぶつけて、そしていろいろと見ていただくといような考え方でありますから、まるっと外投げするといことではなくて、ある程度我々もそういう受け付ける要員を持っていて、それで相談をする。丸投げをするのではないと考えています。

○二宮代表理事 我々は草の根活動支援プログラムに非常に力を入れております。予算全体31億のうち20億を分配しようという計画です。これはなぜこういうふうにしたかといことですが、中間支援組織の方とか地域のNPOの活動に詳しい方々と今まで意見交換をする中で、この休眠預金の活用がソーシャルビジネス系のところにばかりもし行ってしまうとすると、そういう草の根の地域地域で努力されている方たちに回らなくなる。結果として例えば企業もそういう支援をやめてしまうといことがあるとすると、これはせつかくの市民社会の分断につながる。こうあってはいけないといことから、もう既に色々な方の意見を聞きながらこういうプログラムをつくったわけなのです。

ですから我々はもちろんソーシャルセクターの方が評議員に1名、大変有力な方がいらして、既に色々な意見ももらっていますが、それ以外にも既に色々なところと接点を持ちながら、いかに地域の小規模なNPOの活動が大事か。そういう活動を通じて全国津々浦々に休眠預金の活用の成果をあらしめることが大事だといことを理事会でも検討した上で、こういうプランを出しているのでありまして、御心配していただいているよなその辺の情報の入手等については、もちろんこれからもどんどん出張もしてまいりますし、我々とはかく対話、連携が重要だと思っておりますので、そこはしっかりと対応を続けてまいります。

○松下参事官 ありがとうございます。

2番目に移らせていただきます。項目2「業務遂行において、地域の網羅性や地方への配慮をどう確保するかとの指摘がある。これに対する考え方を伺いたい」につきまして、御説明をお願いいたします。

○二宮代表理事 これも今、お話ししたよなことになってしまうのですが、国民の資産を活用させていただくに当たっては、全国津々浦々、全ての国民の方にそういう効果が及ぶよなでなければならないといのが前提だと思っております。したがって、既に申し上げたよな様々なNPOの方々の意見を聞きながら、我々はこのよなプログラムを提案させていただいた次第です。

とは言うものの、地方で資金分配団体といのがどれだけしっかりとされた方がいらっしやるかどうかといのは、まだこれからです。そういった意味では、例えば全国を北海

道から沖縄まで9つのブロックに分けて、その一つ一つにしっかりした資金分配団体がいて、実行団体を指定していくことが一番望むべく姿だと思っています。そのためには我々が資金分配団体と利益相反には当然配慮をしつつ、その分配団体としての実効性を高めるために様々な連携協働体制を構築していかなければならない。ですからどこかを指名して、それきりではなくて、我々自身も一緒になって体制の構築に取り組んでまいりたいと思っております。

また、あのとときの御質問でもあったのですが、地域の情報がどれだけ入るんだというのがありました。私どもも地域の間支援組織とか経済団体、労働組合、そして商工会議所、青年会議所等、こちらの情報をもとにしっかり資金分配団体の把握、また、実行団体の現状なんかも確認しつつ、それをつなぐ仕組みをつくってまいりたいと思っています。

加えて、伝統的な地域のNPOの最優先課題としては基盤強化というものがあるのだと思います。ここにおいても資金分配団体と連携をして、先般も面接のときに述べましたが、非資金的支援、研修等の伴走支援というものとか、基盤強化のための仕組みづくりとか進捗管理の行い方とか、そういったプログラムを別枠で立ち上げて基盤強化の支援をしてまいりたいと思います。

○嶋田指定担当室長 また2、3質問をさせていただきたいのですが、先日の審議会の面接で、ある委員が、ちょっと耳が痛いかわかりませんが、業務実施体制に関して十分な情報や知見を持って、革新性を持った指定活用団体としての魅力を感じられない。役員、事務局体制に多様性がないのも一因ではないかという御記入をされている委員がいらっしゃるって、個別の評価としてCとつけてしまっている委員がいるのですが、これに対してはどういうふうにお考えなのかお伺いしたいです。

○二宮代表理事 先ほどのCというのと同じような形なのだろうと思うのですが、我々は立法の趣旨とか基本方針というものをしっかり理解した上で、組織をきっちりと組み上げて、公正公平、透明性の持った利益相反の起こらない組織、仕組みをしっかりとくり上げ、また、現場のそういう現実、情報については、既に行っているように中間支援組織とか、様々なNPOとの連携をとりながら努力は進めております。

構成員についても、その多様性のところですが、繰り返しになりますが、様々な出身母体の者が役職員、また、専門家会議の委員としてもおりますので、これで十分ということはないのだろうとは思いますが、今後も必要に応じてその充実を図っていきたくと考えます。なかなかCという評価はちょっと残念だなと、我々の説明が至らなかったと思っております。

○嶋田指定担当室長 もう一つ、やはり同じように面接の中でなのですが、地域の社会課題の把握とか、地方でのネットワークの少なさを指摘する御意見もございまして、ただ、回答の2ページを拝見させていただきますと、地域の間支援組織だとか経済団体、労働組合、商工会議所、青年会議所等の情報をもとに、分配団体と実行団体をつなぐ仕組みを考えていくというふうにございますが、ソーシャルセクターからは経済団体や労働団

体というのは社会課題解決の専門家ではないのではないかと見られるような懸念もあると思いますけれども、そういった懸念に対してどのようにお答えになるのかなという事で、お考えをお聞かせいただきたいのですが。

○二宮代表理事 もちろん専門家ではないことは事実だと思います。ですから現実、社会の色々な局面で起こっている課題を一番身近に感じているのはNPOの方々。また、それに対して対応していただいているのもそういうNPOの方々ということは、重々認識をしております。したがって、そういった方たちとしっかりと対話を重ねていくということ、また、経済団体等はそういう力は弱いかもしれませんが、我々はマルチステークホルダーの連携、協働のもとに、より強い新たな価値をつくり上げようというところに重点を置いておるところです。ですから決して地域課題が吸い上げられないということには私どもそれはさせないつもりですし、しっかりとそこは埋めていく。その手段についても中間支援組織の方とか、今、日本NPOセンターとか、これは中間支援組織ですけれども、そういった方々とも十分な論議をしているところでございます。

○柴田専務理事 ちょっと補足しますと、経済団体とか労働組合も、これは100%全部がそういうものに詳しいとは私は言いません。言いませんが、今、経団連とかいろいろ経済団体を中心に、社会課題の解決ということを企業も正面から受けとめてやっていかなければいけないのではないかと動きがあることも事実でございます。これで段々その辺の理解も深めているわけでございますから、そういうことをさらに我々経団連も努力すると同時に、我々もそういう動きと連携して色々な問題を吸い上げ、そして、つなぐということをやれるのではないかと考えております。

○二宮代表理事 これまでも経団連に1%クラブとか、そこにある社会貢献懇談会、こういったものが活動しておりますして、地域のNPOの方々との交流は既にございますし、今、柴田事務局長から申し上げましたように、企業は昔とスタンスは変わっていると思うのです。社会における課題というものをしっかりと捉えて、それにどう自らが対応できるかというところで、当該企業の持続可能性を確立しようということにみんななっていると思います。ですから、色々な形で交流は深まっていると思いますし、知ろうとする努力もひと一倍していると今の企業はそうだと思います。

○松下参事官 もう一点お伺いします。

草の根活動支援プログラムにつきまして、交付金総額の大半、助成金の31億のうち20億で大半を割くポートフォリオとされているということですが、一方でこの制度が重視しております革新性ですとかソーシャルイノベーションの促進、そういう観点とどういうふうに両立をさせていくか。そこについてお考えを教えてください。

○柴田専務理事 革新性を持った色々なプログラムを2つ用意していますが、そこで我々が考えているのは、今もう既に我々のところで知らないようなことで動きもあるかと思えますけれども、特にソーシャルビジネス系についてはなかなか難しい面もあるのだろうと思います。そういうことで実証試験という形でまず数を増やすよりも、手を挙げてきたと

ころを丁寧に育てると言い方が生意気かもしれませんが、そういうものを育てていくことが大事だということで、ああいうポートフォリオにしているということでありまして、軽視しているということではない。将来段々大きくしていくための助走期間というのは必要なのではないかとということでございます。

○松下参事官 次に移ります。

項目3「背景となる団体の意向を受けやすいのではないかと懸念する指摘がある。これに対する考え方を伺いたい」について、御説明をお願いいたします。

○二宮代表理事 私ども新設の団体でございます。したがって、設立準備から指定後、休眠預金等交付金、交付されるまでの間というのは全く資金がございません。したがって、必要経費等については設立者であります経団連の支援を受けている。これは事実でございます。

ただ、我々財団は独立した法人でありますし、様々な形でのガバナンスの体制をしいております。それと繰り返しになりますけれども、マルチステークホルダーとのエンゲージメントを重要にしているわけですから、あらゆる我々の行動というのはできる限り発信をして、共有をして、透明性を保っていくというのが我々財団の根幹に要請されていることだと思っております。

したがって、特定の経団連からの何らかの意向が、これももちろんありませんし、そういったものを受けることは一切ありません。利益相反行為については、ましてや極めて強い認識を持って体制を整えておるつもりでございます。

○柴田専務理事 先ほどからステークホルダーとの対話ということを申し上げておりますが、例えば我々がどこかの影響をすごい受けていて、今お話のように経団連の影響ばかり受けているというような状況が仮にあるとしたら、広範なステークホルダーエンゲージメントは成り立たないと私は思っております。ですから、我々の運営の公平性とか公正性、中立性の信頼があってこそ、初めて成り立つのではないかと思っております。

そういうことから考えますと、先ほども専門家会議をいろいろ悩みながら進めているということを申し上げましたけれども、幾つかまた考えている。まず1番目の3ページの下から3つ目のポツですが、これは既に役員の自己申告規程なんかにも規定しておりますから重複になりますが、役員は幾つか法人の役職についていますけれども、その法人が資金分配団体や実行団体となる動きがあれば、その法人の役職についてはならないというふうにしておりますので、それからまたやむを得ない理由がある場合には、ちゃんと自己申告をして申告内容の適否について審査を受けるという形にしております。ですからいろいろ疑問が生じないようにしております。

それとの関係なのですが、当財団の理事長、二宮さんが代表世話人を務めています1%クラブは、経団連の内部組織なのです。法人格を有しておりませんが、その設立母体の経団連自身も資金分配団体、実行団体になるということは全く考えていません。

それから、先ほどの専門家会議との関連でございますけれども、利益相反の防止をさら



に徹底しなければいけないということで、役職員以外の専門家会議の委員や審査するときには審査会議をやりませけれども、その委員なんかについても資金分配団体や実行団体あるいはこれらの団体になり得る団体の役員は選任しないことにしている。また、任期もさっきもあまり特定の人が固定化するのがどうかということも申し上げましたので、任期も1年ということで今、実は専門家会議の規則は2年としていますが、1年という形でよりチェックしやすくしていこうということも考えております。

次のページをご覧くださいますと、利益相反にも関わるわけですが、審査会議で審査団体名を伏せた形で審査をするというのも、一つ工夫しなければいけないかなと思っております。業務規程の中では審査をするときに特別の利害関係がある人は、その議決からはじくというふうに書いてありますけれども、そういうものと合わせて、これってどこから出てきたのかなというのわからないようにした上で、そういう意味ではゼロから審査をしてもらうというのがいいのではないかとするので、これも一つの工夫として考えてみようということでございます。

以上です。

○嶋田指定担当室長 今のお話ともかぶってしまうところなのですが、念のためもう一度御確認をさせていただきたいのですが、先ほどの回答の3ページのところで1%クラブというのは法人格を持っていない。設立母体の経団連自身も資金分配団体や実行団体になることはないとお書きになっておられますが、それをどのように担保するかというのを規定するか、その辺をお伺いしたい。

○二宮代表理事 私が今、会長、代表世話人という立場で既に3年ぐらやってはいますが、私自身これは100%ないということで申し上げたいと思います。

○柴田専務理事 担保と言っても、結局は今日この場で皆さんとやりとりをする。この場で世間様に対してそういうことはないということを明言して、議事録も公表されるわけですから、それも一つの担保になるのではないかと私は考えております。

○嶋田指定担当室長 もう一つ、柴田さんからお話があった、今回の回答で新たにつけ加わった点ということで、もう一回、具体的にお聞きしたいのですが、回答の3ページ目の一番下のパラでございまして、役職員以外の専門家会議の委員とか審査会委員等についても、分配団体もしくは実行団体これらの団体になり得る団体等の役員は選任しないこととするということで、これは今後、規程変更するということなのかということもあわせてお聞きしたいのと、もう一つ、先ほどお話があったように任期を1年とするというふうに変更されるという話とか、申請団体名を伏せた形での審査を行うということも新しく御提案があったと承りましたけれども、その点についてもう少しお聞かせいただけますか。

○二宮代表理事 利益相反に関しては、当初より非常に重要な問題というふうにご考えておいて、規程もつくったわけですが、先般のそういった面談の経緯も含めて改めてより確かなものにするために、今回つけ加えたものです。したがって、任期の1年ということは当然、専門家会議の規程を変更することになりますし、その実務的な業務規程といえますか、

それが言及されている部分については、その修正も行うことになろうかと思えます。

○柴田専務理事 補足しますと、業務規程の改正と専門家会議規則の改正を両方やった方がいいかなということで今、検討をしているところでございます。これは必ずやろうと思っております。

○嶋田指定担当室長 申請団体の名前を伏せるということなのですが、そういうやり方は逆に何か審査する対象の特徴がよくわからないとか、そういったことにはならないのでしょうか。要するに名前を変えても結局どういうメンバーがどういう仕事をしているかということになると、結局どこが出しているんだなというのが自ずとわかるとか、そういうことにはなりはしないかという、そこら辺です。

○柴田専務理事 正直言いまして、中で議論をしたときも名前がわかった方があそこのあの団体だな、そうすると普段やっていることもわかることもあるし、わからないこともあるのですが、そういうこともあるので伏せなくてもいいのではないかという話もありましたが、これは一つの試みとして、まずこれをやってみて、もしそれで色々なところで今おっしゃるように名前が出ているから、これはあそこじゃないのとかわかってしまうようだと困るかもしれませんが、まずこういう形でやってみようというふうに思っている。それでやってみてまたうまくないところは直していくということでやっていきたいなと思っております。

○松下参事官 もう一点お伺いします。

役員、職員の中に日本経団連の関係者の方が数名いらっしゃると思いますが、指定活用団体となった場合に民間公益活動促進業務、この指定活用団体としての業務を施行するにおいて、日本経団連と情報面での連携ですとか人材面での連携ですとか、そういったものは行われるのでしょうか。

○柴田専務理事 経団連の方が評議員になっている、あるいは役員に入っている。それをベースに色々な情報をとったり、人の派遣をしたりすることがあるかということですか。それはあると思えます。あっても先ほども言いましたように我々のやることというのは、決めたものはちゃんと公表し、公開するというところでガラス張りでやっていますから、仮におかしな動きがあれば、それは世間から指弾を浴びますから、そんなことはないと思っております。

○松下参事官 次に項目4「SDGsを軸とした計画は成果を上げやすいという利点はあるだろうが、結果として、支援がされにくい団体が出ないか。また、SDGsの達成という財団のゴールと、日本の社会課題解決の関連が不明瞭な部分があるとの指摘がある。これらに対する考え方を伺いたい」につきまして、御説明をお願いいたします。

○二宮代表理事 SDGsということについて色々な見方がきっとあるのだろうなど、その御意見を伺って感じています。ただ、SDGsのターゲットは、まさしく地球規模の課題を2030年までに解決しようという17目標にまとめたということであって、これは各国もその対応においては2030年にどうありたいか、そして現実とのギャップをどうやって埋めていくか

ということで行動計画をつくって対応し始めていると思っています。ですから我々の休眠預金等活用法においては3つの重点領域が明示されているわけです。ですからこの3つが今後解決すべき課題であって、それをどうやっていったらいいのかという細かい具体的な施策、あと時間軸みたいなものをつくっていかなければならないと思っています。

そういう意味では、3領域での優先すべき社会課題の特定ということが活動の出発点になると考えます。ですからSDGsありきではなくて、特にこの活用法においては3つの領域をどう解決していくかということがあって、その活動自体が誰一人取り残さないとか、社会的包摂性ということと極めて近い課題である。それはSDGsの理念と軌を一にしている、結果としてSDGsの達成に貢献すると考えています。ですからありきでは全く考えていなくて、我々が必要としている解決すべき課題の対応が、結果としてSDGsで求めているものと一致するのだと考えています。

ですから例えば企業、今、経団連も政府と一緒にSociety 5.0を進めています。これは第5次の科学技術基本計画で出されたものであって、これを実現することでSDGsの達成に貢献しようという言い方をしていると思うのです。ですからSDGsのためにやるというのでは決してないというふうに思います。

この間も申し上げたかったですけれども、今のSociety 5.0の実現を通じてSDGsを達成するという一つの流れと、もう一方では持続可能な日本をつくっていくためには、社会課題の本質を理解しているNPO、また、社会企業家の方々の民間公益活動をどうやって活性化させるかということはずごく大事だと思っています。政府の円卓会議でも、国民運動的なことが起こらないと、これは日本全部に波及しませんよねという論議もしています。ですから企業にける期待、これはイノベーション力とか創造性。もう一つ、市民社会をどうやって活性化させるかが、まさしく休眠預金の活用による社会課題解決がそれに当たると思うのです。

ですから、この政府経済界と民間の公益活動が本当に車の両輪みたいになっていくと、日本全体の社会的課題、隅々までの社会的課題に対して取り組みが進んでいくと思います。これというのはやはり本当に日本版のSDGsの対応結果として、そのようになるということだと思っています。是非これは理想形として実現したい。両輪を回すということがすごく日本からの発信になるのだと思っています。

○嶋田指定担当室長　ちょっと質問ということで、これも確認になるのですが、繰り返しになるかも知れませんが、先ほどの回答の5ページ目のところに貴団体が触媒役、ブリッジ役という言葉が出ておりますが、そうした中でそもそも経済界とか貴団体がSDGsの達成に取り組む意義について、従来のソーシャルセクターでの取り組みとどう違ってくるのかなというところについて、もう少しお聞かせいただけないでしょうか。経済界とかそちらの団体がSDGsの達成に取り組むことの意義について、従来ソーシャルセクター自身がいろいろ取り組んでいたことと、どういう差とか違いが出てくるのか。

○二宮代表理事　結局、今、経済界が取り組もうとしているのはSDGsで掲げる課題という

もの。例えば気候変動1つとっても極めて高いものが求められている。17項目全て極めて高い理想を実現していかなければならない。だとすると、これまでの連続性とか、修正とか改革というものでは間に合わない。そこでトランスフォーメーション、大変革という産業界であれば産業構造を根本から変えていく。社会構造を変えていくという大きな大変革が必要だということだと思えます。それはやはり企業の持つ創造性とかイノベーション力も企業同士の連携というもののなかで大きな力にしていかなければならないのだと。

したがって、今、経団連でもイノベーションの事例集を世界に発信をして、それをもとにして新しい価値創造のプラットフォームをつくっていかうという活動もやっています。これはこれで一つ大きな構造転換なのですから、片や現実の世界として草の根の方々が今までやってこられたような課題というのは、まだまだずっとあるわけです。ですから、そこにおいてもしっかりと、結局バランスのあり方だと思うのです。大変革ばかりに目が行って、新しい技術に人間が利用されてしまうようなことになると、もっと格差が広がってしまう。ですからそういう大変革を遂げるときというのは、同時に現実にもっと目を向けて、そこもしっかり対応していかなければいけないということだと思えます。ですから両方必要だと思っています。その機会が今回この休眠預金の活用ということで訪れたと考えています。

○松下参事官 私から2点お伺いします。

SDGsについて、ソーシャルセクターの中でまだ十分に理解されていない部分があるのではないかと思うわけですが、草の根活動支援プログラムの文脈でSDGsがどのようにつながるかとか、活用されるかということをお教えいただければなというのと、もう一つは審議会の委員の中からは、ソーシャルセクターの知見の少なさですとか、海外の知見の少なさ、ソーシャルセクターの海外の知見の少なさを指摘する意見がございました。SDGsについて海外のネットワークですとか知見ということの共有について、どのようにお考えか、2つ教えていただければと思います。

○二宮代表理事 まず草の根のところのSDGsは、例えばこれからやっていくことというのはいろいろ項目出しをしているのですけれども、それは子供の貧困の対策とか、教育の機会の提供とか、様々な項目に該当していくと思えます。ですからそこに対して対応していくことが、結果としてSDGsの項目にもつながるという理解だと思えます。

あと、ソーシャルセクターの海外のSDGsの知見ということですか。これはこの間も質問があったのですけれども、海外は私自身が企業行動CSR委員会とか企業市民協議会ということで、ここは企業行動CSR委員会というのは今、経団連でのSDGsの旗振り役です。したがって、ミッションを派遣して、国連とか色々な国際機関とか企業とかそういったところと様々な意見交換、連携を今、図っています。先般、国連開発計画とも覚書を結んだりしたところなんです。

あと、企業市民協議会というのは、いわゆる企業のCSRはどうあるべきかということで、最近では主に欧州にミッションを派遣しておりますけれども、この中でもEUとか、国際機関、

評価機関、民間企業と様々なところと意見交換をして、その情報は蓄積しています。そういった中でももちろん民間企業の取り組みにおいて優れたものというのは、それはあります。ただ、国として今、対応がどうできているかという点について言えば、逆に日本の今の取り組みというのは各国から評価をされている段階だと思います。特にドイツにおいてはIndustry 4.0、これは2010年ぐらいにできたコンセプトですけれども、彼ら自身が言うには、これは産業競争力の強化と生産性の向上、この2つに集中している。Society 5.0は違うよねと。もっと社会全体をどうしたい。そして中心には人間の尊重というのがあるので、これは去年のミッションでも非常に高く評価されました。

○柴田専務理事 ちょっと補足をさせてもらいますと、例えば草の根のNPO、SDGs、まだ理解が十分でないこともあるのではないかということですが、そういう懸念は私どももしています。草の根の団体にいきなりSDGsのゴールがこうだから、こうしなさいということではないのです。SDGsがあろうとなかろうと、まずは社会の解決すべき優先課題、これもSDGsであろうがなかろうがまずあるわけですから、それでこういうことをやっていきましょうねということをお我々の方で皆さんに示して、実は私のところはこういうことで、そこにつながりますから、こういう活動をしますと言って手を挙げてくる。手を挙げてきた団体というのは、我々はみんなに評価をしろということを行っていますから、評価をある程度成果目標、こうしますとかいうのを決めてとりかかると思うのですが、その成果目標というのはそれぞれの団体が自分の活動に関して決めていくものでありますから、別にそれは直ちにSDGsに結びつくわけではなくて、例えば母子家庭の進学率をもっと高めるとか、その団体にそれぞれふさわしい目標というものを掲げるのだらうと。これをやっていく。他の団体も色々なことをやる。それぞれの団体がやっていった効果を積み上げていくことによって、結果的にSDGsのターゲットといいますか、そこにつながっていくのだと我々は草の根団体にも説明をしていこうかなと思っております。そこを理解してもらわないと、あまり馴染みのない言葉が出てきてどうしようって困ってしまっても困るので、そのような説明をきちんとしていくのが大事なのではないかと。我々の考えはそういう考えです。

○二宮代表理事 SDGsといういわゆる言葉の問題といえましょうか、例えば生物多様性の保全とか、気候変動どうのこうの、言葉の問題で難しくしてしまっている。ですから先般、私もある企業の経営幹部のところへSDGsの話をしに行ったのですが、17の目標を言えるとか、169の項目がどうだ、そんなの全然必要ない。感性で受けとめれば、それが正しいのであって、地球規模の課題なのでから感性で受けとめればいいんだということを申し上げたら、やっと腹落ちをしたというふうに言っていたのです。ですからそういった話もNPOの方々にもしていきたいと思います。

○松下参事官 ありがとうございます。

項目5に移ります。「海外の先端的取組の知見や地方の現場の実態の把握に弱さがある。外部専門家に依存する面がかなり残るとの懸念があるとの指摘がある。これらに対する考え方を伺いたい。また、専門家会議の具体的役割や、今後の体制の考え方を伺いたい。ま

た、ソーシャルセクターでの知見・経験や海外ネットワークについて、考え方を伺いたい」について御説明をお願いいたしますが、若干時間が限られてきていますので、かなり御説明もいただいた部分もあるのだと思いますけれども、コンパクトな感じでお願いできればと思います。

○二宮代表理事 それでは、海外の先端的取り組みの知見については、我々職員の中にもう既にソーシャルセクター、また、海外ネットワーク、こういった経験を豊富に持つ職員4名を採用しております。加えて、先ほども御説明しましたが、私自身も国内における様々な財団と関わりを持ったり、当社自身が環境とか福祉の財団も持っております。それと経団連に関係してのミッション、様々な課題で年3回、ミッション、派遣をしております、そういった情報ネットワークというのはかなり構築できてきていると思っています。

当然それで十分とは思っておらず、指定後においても特にソーシャルセクター分野での知見・経験を持つ専門家を追加採用する予定でもおります。あと、例えば英国でのソーシャルインパクトボンド、これは英国で既に先例があるわけですから、ここに大変造詣の深い██████████教授とか、英国での社会政策、福祉政策に精通する██████████教授も専門家会議委員になっていただくことになっております。ソーシャルインパクトボンドについては4、5カ月前に経団連でもそういう講演会をやってもらって勉強も始めておるところです。ですからネットワークとかそういう人材の問題で大きく劣後しているとは思っておりません。

○嶋田指定担当室長 質問でございますけれども、申請書類の269ページに、資金分配団体の第2次審査を審査会議が行うと書いてあるのです。審査会議の委員について、面接の場では今後具体化しますという御説明だったのですが、面接後の委員の評価ですと助成に係るプロセスが現段階で未定の部分があって、判断がなかなかできない部分がありましたという評価をされている委員がいらっしゃるしまして、そこら辺については現段階でどのような観点で審査会議の委員を選んでいくのかということについてお話を伺いたいののですが。

○柴田専務理事 審査委員はまだ固有名詞を決めているわけではありませんが、こういう方針でやろうということ考えておりますのは、民間公益活動、これは草の根活動とかソーシャルビジネス、あちらの方も含めての話ですけれども、それぞれに実態に詳しい方、そして大所高所の議論というよりは審査ということになりますから、一応、少し実務的な方がいいかなと思っています。

例えば中間支援組織の方とか、大学の先生とか、そういう方から選ぶのかなということではありますが、まだ固有名詞はありません。これから選んでいこうと思っています。

○松下参事官 私から1点、審議会の面接の後、委員から企業とソーシャルセクターの連携は既に行われていて、革新的ではないという、これは面接での発言があったと思うのですけれども、これに対してどのようにお考えかということをお伺いしたいと思います。

企業とソーシャルセクターの連携は既に行われていて、そこは革新的ではない。その意味では革新的ではないということをおっしゃった委員がいたと思うのですが。

○二宮代表理事 どのような連携で、何を目指していくかというところがこれから大事なのではないかと思います。それが単純に2つだけではなくて繰り返しになりますけれども、マルチステークホルダーエンゲージメントということを我々は強く申し上げているのであって、新しい組み合わせで新しい価値をつくるというところに意味があるのだと思います。

○松下参事官 ありがとうございます。

次の質問、項目6に移ります。「立法時の趣旨や国民一般から見ても中立・公正な業務運営の実効性を、どのように担保していくのか、具体的な仕組みや対応方針を伺いたい」について御説明をお願いいたします。

○二宮代表理事 これは冒頭も申し上げました立法時の趣旨、また、ここをしっかりと理解した上でガバナンス体制、コンプライアンス体制、様々な規程、仕組みをつくっております。特にコンプライアンスのところでは、当財団の事業に直接または間接的に関係する外部の関係者も含めた内部通報の規程を設けております。それと事務局から独立した監査室を監事のもとに設置する。定期的に業務監査をするということとか、あとはこれは我々も団体の原点だと思うのですけれども、立法の趣旨というものを忘れることはあり得ない。忘れることなく当財団の運営を行うべく、これからもそういった意味では休眠預金等活用法を立案された議員連盟の方々や、内閣府との定期的な意見交換をしっかりとしていきたいと思っております。

○松下参事官 では続いて項目7「5年後見直しを念頭に、休眠預金等活用制度の良さ・納得感が、ソーシャルセクターや一般に広く共有されるための業務の進め方について、具体的な仕組みや対応方針を伺いたい」について御説明をお願いいたします。

○柴田専務理事 私からお答えを申し上げます。

1つは草の根活動を大事にしていかなければいけないというのが、いろいろ理由は書いておりますけれども、それが1つです。結局色々なところで、色々な地域で頑張ってきた方々を分断して、その人たちは対象にしないなんてことはあってはいけないというのがまず1番目でございます。

それから、そういう方々はなかなか社会的な評価とかいう話をしても、そう簡単にはいかないところもあると思いますので、できるだけとつきやすいこと、社会的インパクト評価の基本は維持しつつも、取り組みやすい形を評価指針や何かでお示ししなければいけない。負担を軽くするためには、クラウドサービスを使って紙にたくさん報告書を書いて出すなんてことをしないようにしたいなということで、これは今、検討中でございます。あとはそれ以下にありますような色々な形での我々からの発信、それから、シンボルマークを使った活用、これも休眠預金を使っているんですよということがわかるようにしていくということで、そこにありますようなことをしていきたいと思っております。

○嶋田指定担当室長 もう少し具体的にということで、草の根の活動支援プログラムが社会的インパクト評価の基本を維持しつつも、取り組みやすい選択的な方法を評価指針に示

されないかで、検討中というお話がありましたけれども、もう少し具体的にどういうイメージをお持ちなのかということについて、お聞かせいただければと思います。

○柴田専務理事 評価の方は今、指針をいろいろと議論しているところでございますけれども、とにかく使っている言葉自体がわかりにくいということもありますので、普通の人ができるような言葉でこういうことをしましょうということをしなればいけないのと同時に、評価自体をあまり難しい数量的評価の場合は、結構本格的にやると相当難しいことになりますので、それに近い形あるいは場合によっては定性的な評価も色々な選択肢がありますけれども、こういうものがありますよということを示しながら、まず一歩でも二歩でも前に進んでいく。要するに効果をにらみながら物事を進めていくという、それを学びながら改善していくということで進めていけたらと思っております。

○松下参事官 最後に項目8「申請団体は複数団体が応募しているが、一団体が選ばれることで、休眠預金を活用した民間公益活動へのオールジャパンの取組が阻害される懸念はないか。また、今後、指定された場合の対応方針があれば、考え方を伺いたい」について御説明をお願いいたします。

○二宮代表理事 我々が取り組もうとしているのは、国の課題の解決のためにオールジャパンでのマルチステークホルダーの対話であり、連携であり、協働であり、発信が必要だということを申し上げているのであって、これはもう申請団体の志の問題であろうかと思えます。したがって、あのとき、面接のときも質問が出て、もし落ちたら経済界はどうするんですかというのがありまして、これは当然のことながら企業としてこういう課題、落ちたからやらないなんてことはあり得ないのであって、課題解決の努力というのはもちろん続けてまいりますし、皆さんやはりそうであるべきだと思います。そうであろうと思えます。

そして、重要な点というのは、これを成功させること。そのためには申請団体の関係者の方、アドバイザーとして参画をいただくとか、何らかの形で連携と協力、協働はしていかなければならないと思えます。

○柴田専務理事 色々な団体というか、指定されなかったらどうなるか、その団体がどうなるかはわかりませんが、それぞれが持っている良さをうまく良いところを生かしながら、シナジーを高めるということが必要だということで、ここにもありますように申請団体の例えば関係者にアドバイザーとして参画いただくとか、これはまだ相手もあることですから、いろいろそう簡単にいくかどうかありませんけれども、例えばこういうことを考えながらやっていかないといけないかなと我々は思っています。

○二宮代表理事 本当に皆さん志が高い中で申請をされたということにおいて、どうあっても連携、協働していくというのが一つのスタートの象徴になるのではないかと思います。

○松下参事官 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

では、以上をもちまして懸念事項等の確認を終了いたします。

最後に2点、御連絡事項でございます。



指定の時期につきまして、当初は指定の時期につきましては年内の予定としていたところでございますが、本日の懸念事項の確認結果の整理もでございますので、年明けなるべく早くに指定できるようにしたいと考えております。

2点目の御連絡ですけれども、申請書類の黒塗りの確認の依頼のことでございます。審議会で配付した申請書類と審議会の議事録、本日の御説明資料、回答資料と本日の議事録につきましては、選定の結果にかかわらず、指定活用団体の指定後に黒塗り部分の確認の御依頼をさせていただきますので、あらかじめ御承知おきください。

以上で終わりでございます。今日はどうもありがとうございました。